

[事案 29-279] 失効無効請求

・平成 30 年 10 月 19 日 裁定終了

<事案の概要>

失効前に保険料の未納通知が届かなかったこと等を理由に、失効の無効を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主な主張>

平成 28 年 4 月に契約した終身医療保険について、口座の残高不足により保険料の振替および再振替ができず、平成 29 年 9 月に失効したが、以下の理由により失効を無効としてほしい。仮に失効が有効であったとしても、失効前と同一の条件で復活の承諾をすべきである。

(1) 本契約が失効する前に、保険料が未納になっている旨の通知が郵送されず、失効通知が突然送られてきた。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

(1) 本契約は、猶予期間内にも保険料が支払われなかったため、失効したものであり、平成 29 年 8 月に、申立人に対して、保険料が未納になっている旨が記載された案内書を送付している。

(2) 本契約の復活申請時の告知内容からすれば、失効した契約と同一条件での復活の承諾はできない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづき審理を行った。なお、申立人は事情聴取を希望しなかったため、事情聴取は行わなかった。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人に対して保険料未納案内書が送達されたものと認められ、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。